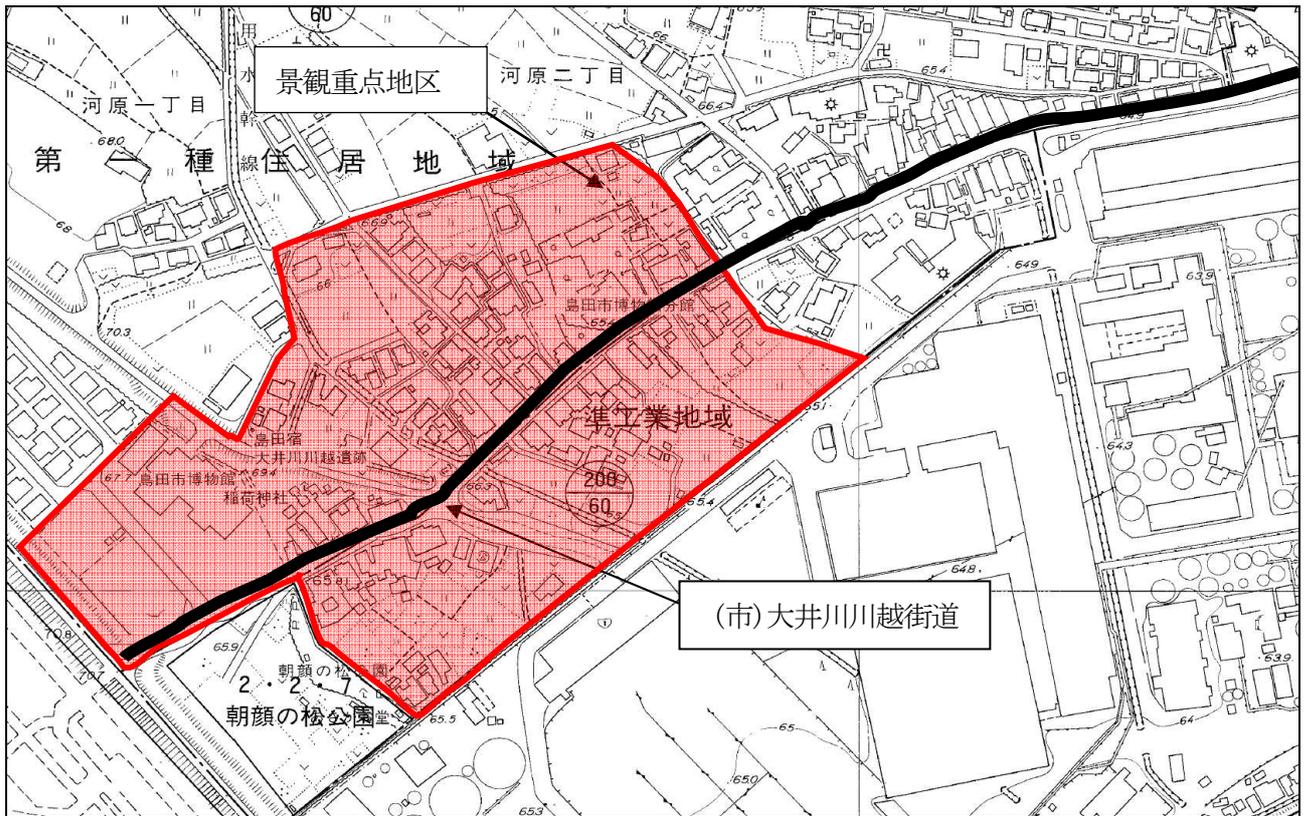


川越し街道周辺地区

ア 区域



イ 景観の形成方針

東海道の他の宿場に類を見ない川越しという独特の文化を育んだ貴重な遺跡の特性を活かし、自然地形や先人たちが築いた固有の歴史や伝統と、ここで生活する人々の暮らしとの調和を通じて、地域の魅力や活力を高めながら、良好な歴史的まちなみ景観の形成を目指します。

ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

重点地区内において、以下の行為を行う場合は届出が必要になります。

(市)大井川川越し街道に面する建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合。

(市)大井川川越し街道に面しない建築物であっても、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合。

特定届出対象行為に基づき届出された内容が「重点地区に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

エ 景観の形成基準

(ア) 建築物に関する基準

| 対 象 | | 基準の内容 |
|-------------|--------|---|
| 外 壁 | 位置 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街道沿いの街並みが連続するものとする。 |
| | 形態・材料 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう（市）大井川川越街道に面する壁面に用いる材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁を基本とし、これらを模した材料の使用も可とする。 |
| | 色彩 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する壁面の色彩は、白色・黒色や木、石、土等の自然色を基本（マンセル値に基づく色彩は、外壁の色彩基準のとおり）とする。 ・アクセント色を使用する場合には、（市）大井川川越街道に面する壁面の10分の1未満とする。 ・（市）大井川川越街道に面しない壁面であっても、（市）大井川川越街道から見える壁面については、同様の配慮を行うものとする。 |
| 屋 根 | 形態 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の形態は、切妻の勾配屋根とする。 |
| | 方向 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の方向は、大井川川越街道に面して平入りとする。 |
| | 材料 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。 |
| | 勾配 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の勾配は、4.0/10とする。 |
| | 色彩 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、マンセル値に基づく屋根の色彩基準のとおりとする。 |
| 軒 ・ 庇 | 軒の設置 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する部分には、軒を設置するものとする。 |
| | 軒の出・高さ | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の出は、0.9mから1.2mまで、1階部分の軒先の高さは、2.1mから2.7mまでの範囲とする。 |
| | 材料 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の屋根の材料は、屋根と同様に、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。 |
| | 勾配 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の勾配は、4.0/10とする。 |
| | 色彩 | ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、マンセル値に基づく屋根の色彩基準のとおりとする。 |

| | |
|--|--|
| 窓等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市)大井川川越街道に面する窓等の枠にアルミサッシ等を用いる場合については、黒色又はこげ茶色とする。 ・1階部分には、窓の外に黒色又はこげ茶色の格子を設けるよう努めること。 ・窓の内側に障子を設けるよう努めること。 |
| 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備屋外機 ・屋外設置の給湯器 ・受水槽 ・太陽光発電パネル等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、付帯設備は、(市)大井川川越街道から見えない位置への設置を基本とする。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うこと。 ・目隠しを行うことが困難な太陽光発電パネルについては、(市)大井川川越街道側の屋根に設置をしないこと。 |

(イ) 工作物等に関する基準

| 対 象 | 基準の内容 |
|---------------|--|
| 門等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市)大井川川越街道に面して門・塀を設置する場合は建築物の外壁とみなし、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街道沿いの街並みが連続するものとする。 ・門・塀は木製板を基本とするが、木製板を模した材料の使用も可とする。 |
| 案内板等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和した意匠を設けることで、統一感のある街道沿いの街並みを演出する。 |
| 電柱、自動販売機、街路灯等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、大井川川越遺跡の歴史的建築物の意匠を採り入れることで、統一感のある街道沿いの街並みを演出する。 |
| 水路のふた | <ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市)大井川川越街道沿いの水路に架けるふたは、石張り・木製板を基本とする。 ・ただし、石張り・木製を模した材料の使用も可とする。 |

■外壁の色彩基準

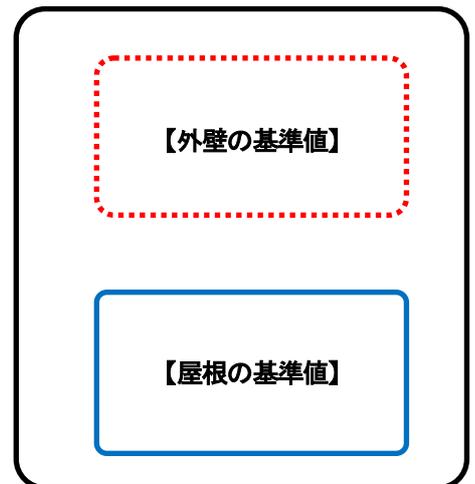
■外壁の基準値

| 色相 | 明度 | 彩度 |
|----------------|-------|-------|
| 0.1R~10Y(0GY) | 9.0以下 | 4.0以下 |
| 0.1GY~10RP(0R) | 9.0以下 | 2.0以下 |
| 無彩色 | 9.0以下 | — |

■屋根の基準値

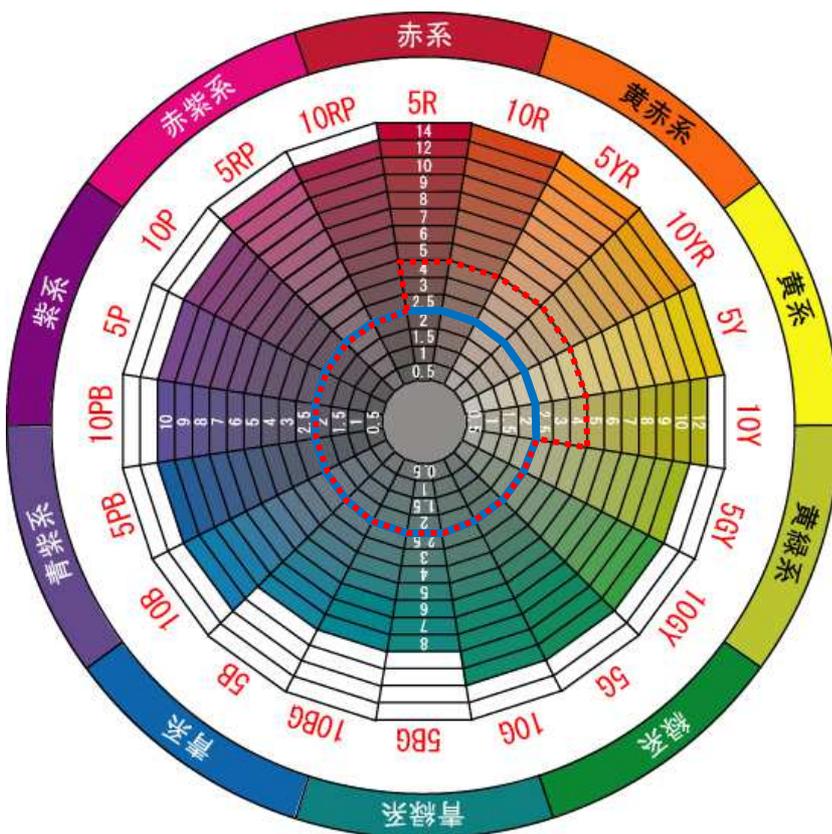
| 色相 | 明度 | 彩度 |
|----------------|-------|-------|
| 0.1R~10Y(0GY) | 9.0以下 | 2.0以下 |
| 0.1GY~10RP(0R) | 9.0以下 | 2.0以下 |
| 無彩色 | 9.0以下 | — |

《守るべき色彩の範囲》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三属性による表示方法) (以下マンセル値と呼ぶ) に基づく。

下図は、色相及び彩度の基準範囲を示す。



【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

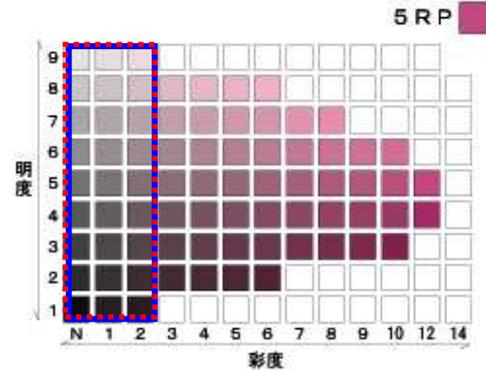
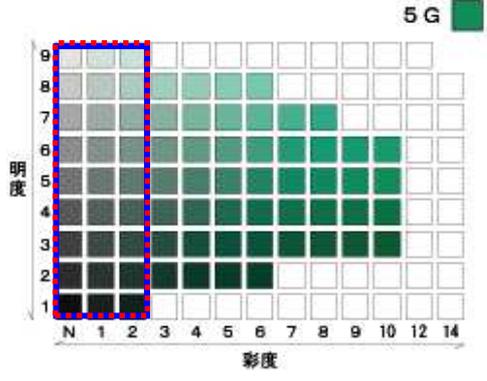
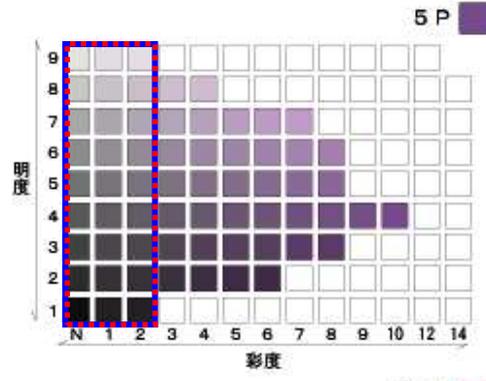
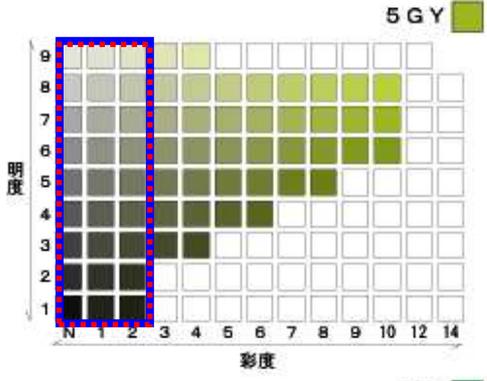
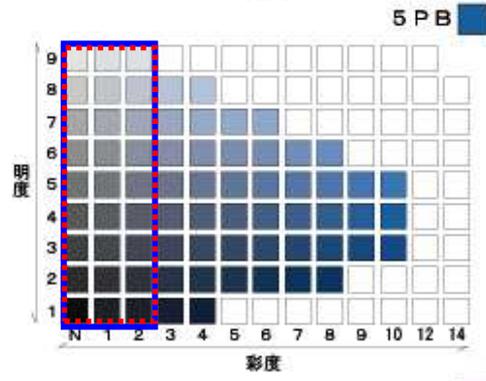
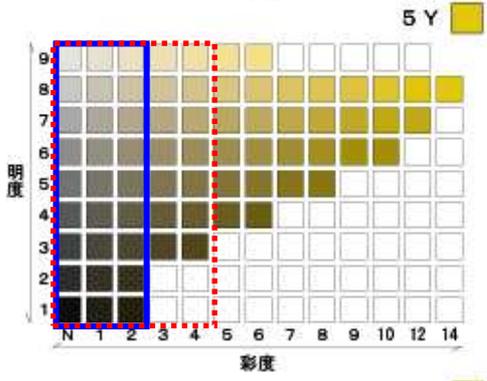
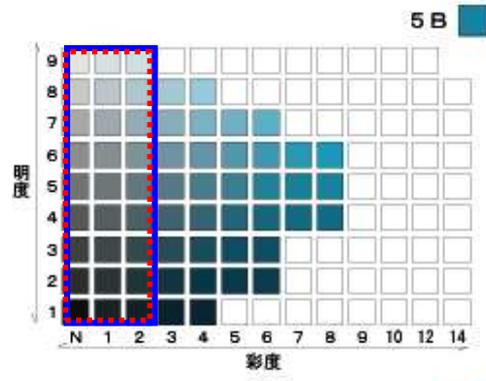
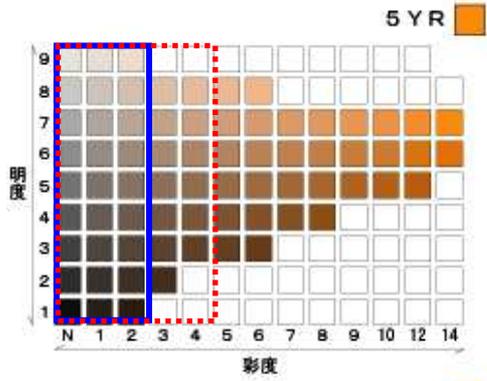
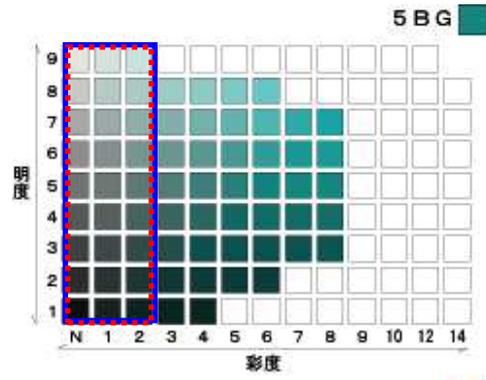
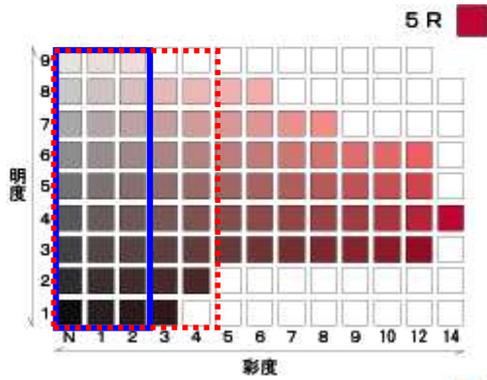
【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5R4.0/14.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

■色彩基準(外壁・屋根)の範囲 *明度及び彩度の基準範囲を示す。

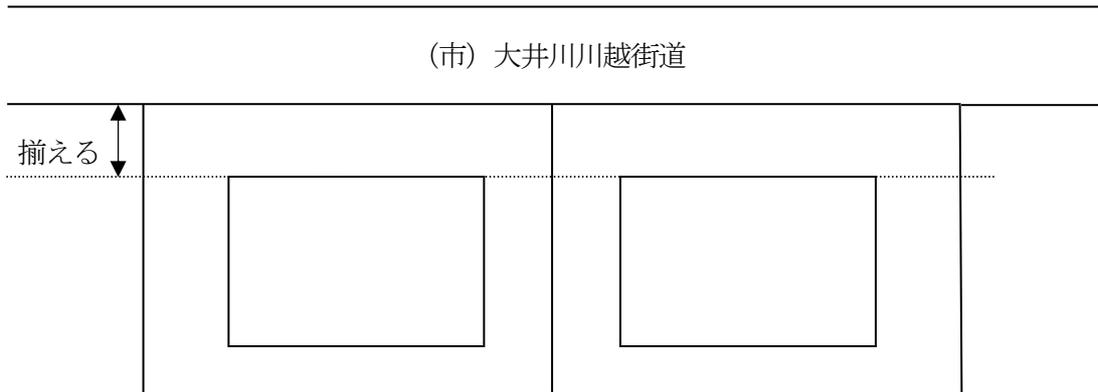
赤枠・・・外壁の色彩基準

青枠・・・屋根の色彩基準



【参考図】

壁面

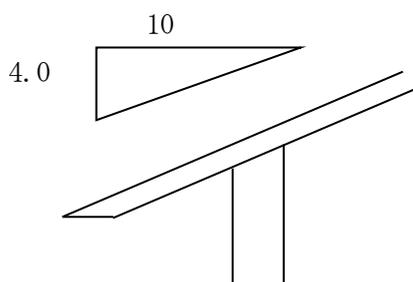
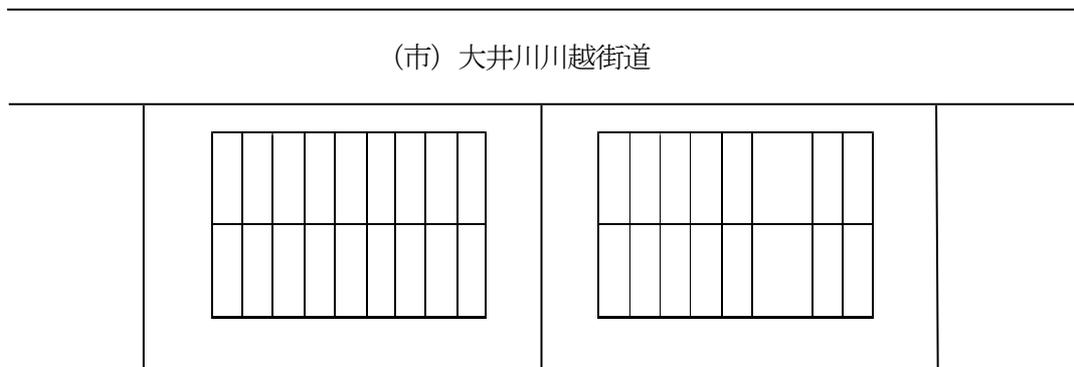


主要壁面の材料・形態

- ・ (市) 大井川川越街道に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街並みが連続するものとする。
- ・ (市) 大井川川越街道に面する壁面の色彩は、白色・黒色や木、石、土等の自然色、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等と調和する色彩とする。

屋根

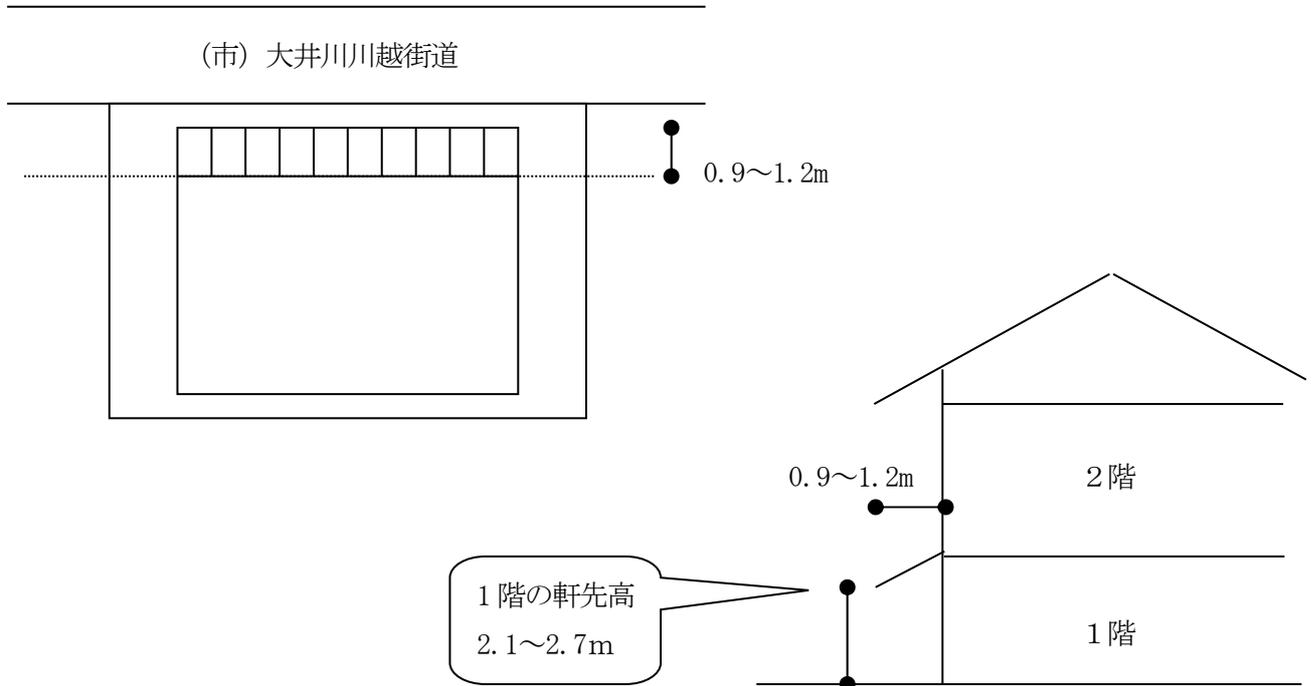
- ・ 屋根の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
- ・ 屋根の形態は、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等と調和するよう切妻の勾配屋根とする。
- ・ 主要な屋根の方向は、(市) 大井川川越街道に面して平入りとする。



- ・ 屋根の色は黒色又は灰色を基本とする。
- ・ 屋根勾配は、4.0/10 とする。

軒

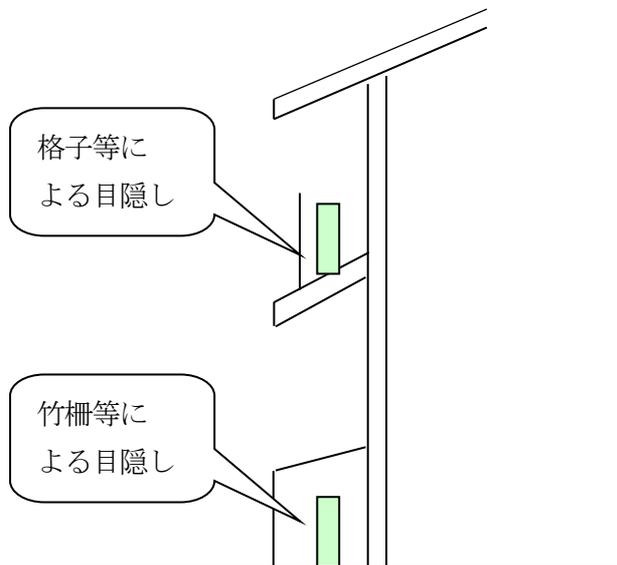
- ・ (市) 大井川川越街道に面する部分には、軒を設置する。
- ・ (市) 大井川川越街道に面する部分の軒の出は、0.9~1.2m、1階部分の軒の先の高さは、2.1~2.7mの範囲とする。



- ・ 軒の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
- ・ 軒の勾配は、4.0/10とする。

付帯設備

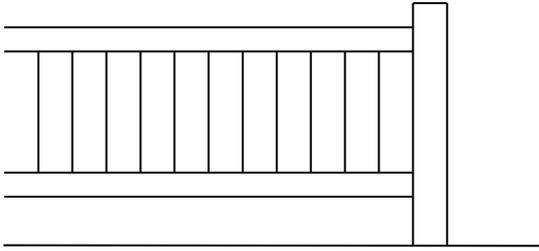
- ・ (市) 大井川川越街道から見えない位置への設置を基本とする。
- ・ やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。
- ・ 太陽光発電パネルについては、街道沿いの屋根には設置しないこと。



門等

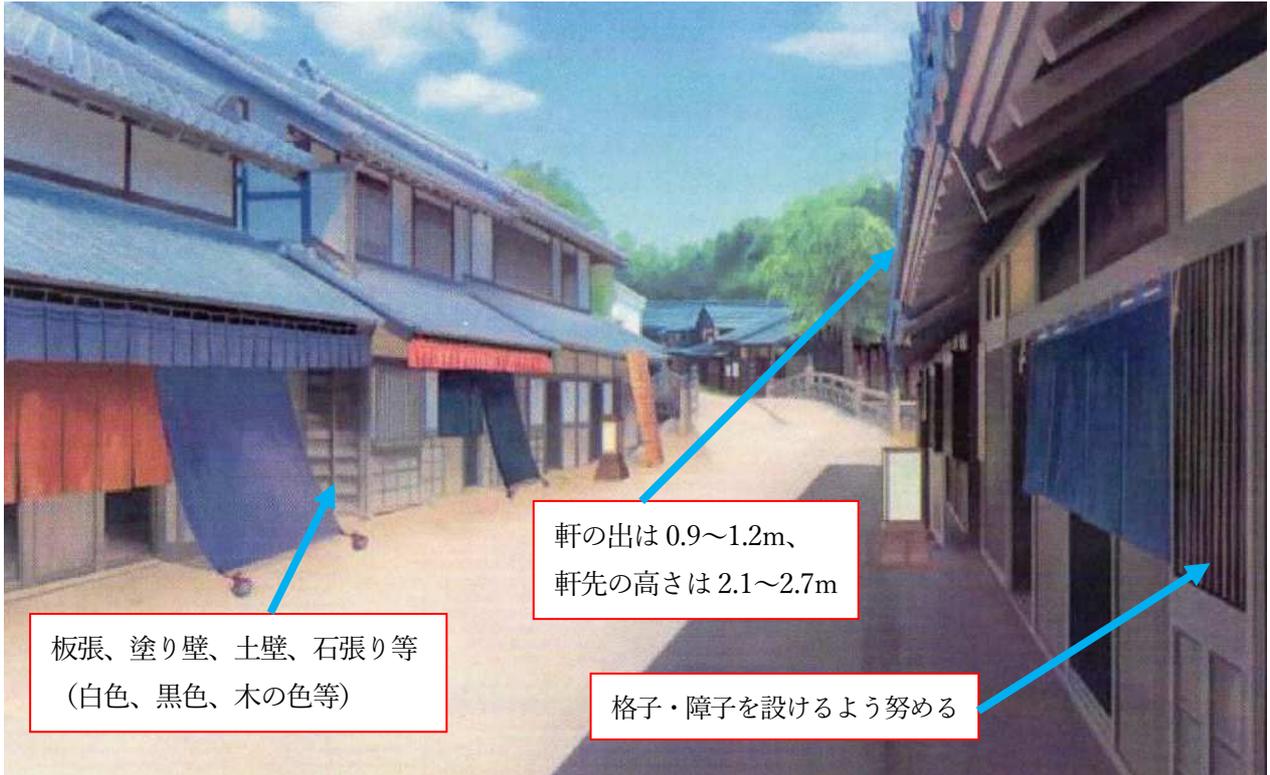
- ・門等の形状

木製板塀（例）



木製板を模した材料の使用を可とする。

イメージイラスト1



イメージイラスト2

